

令和7年度 理財部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
1	契約課	公契約の適正化によって次の総合的政策課題を推進してください。 ○労働者の雇用、賃金、労働条件の適正化 ○企業の経営の安定と技術力の向上・継承 ○公共サービスの質の確保・向上 ○地元事業者の活用機会の拡大、地域経済の活性化	本市におきましては、工事請負や業務委託の入札参加者に対し、労働関係法令の遵守、適切な賃金の支払い及び労働環境の整備について周知徹底を図っているところでございます。 また、地元事業者の取扱いにつきましては、これまでも、可能な限り市内業者への優先発注及び分離・分割による市内中小企業への発注に努めて参りましたが、これらに加え、令和5年7月には、一定の条件を満たす全ての受注希望者が参加できる制度として、物品調達に係る条件付一般競争入札及び公募型の随意契約を試行導入し、さらに令和6年4月に行った各担当課への通知では、世界情勢を念頭に正確かつ明確な仕様書の作成、見積期間及び履行期間の十分な確保等の注意喚起を行い、入札参加者の事業活動に配慮しております。 今後も、市内業者の受注機会の確保及び拡大に配慮することにより、市内企業の育成及び地域経済の活性化に資するよう取り組むなど、施策を総合的に推進して参ります。
2	契約課	公契約条例制定にむけて次の取り組みに着手してください。 ○公契約条例を制定もしくは制定を検討している自治体が増えています。それらの自治体の取り組みを研究してください。 ○公契約条例を研究する組織を自治体内に設けてください。 ○公契約条例制定をテーマに、地域団体と懇談する機会を設けてください。	賃金などの労働条件については、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令において、地域の経済状況等を踏まえつつ、労働者保護のための全国的な整合性が図られているところでございます。 したがいまして、本市といたしましても、現行の法制度に基づき労働者の生活安定及び労働力の質的向上に努めておりますことから、公契約に関わる独自の条例の制定については考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
3	契約課	公契約職場で労働諸法令が遵守されるようにしてください。 ○労働諸法令遵守について点検できる仕組みを導入してください。 ○労働諸法令の遵守を確認する現場調査を実施してください。	公共工事等の契約にあたりましては、労働法令のみならず、全ての関連する法令は遵守されなければならないと認識しております。 入札参加登録業者に対しては、「入札参加者の注意事項」の中で建設業法等関係法令の遵守を求めるほか、業務委託契約締結時に「労働環境チェックシート」の提出を求めるなど、周知・徹底に取り組んでおります。 また、令和5年4月に「川口市委託事務事業に係る労働環境確認要領」を制定し、委託事務事業に従事する者の労働環境の確認手続について一層の具体化及び統一化を進め、労働環境の整備に配慮しております。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
4	契約課	技能労働者への適切な賃金の支払、若年入職者の積極的な確保などを目的に設計労務単価が13年連続で引き上げられ、趣旨についても各自治体へ通知されています。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、そして公共工事入札契約適正化法の改正の趣旨に則って次の改善に取り組んでください。 ○積算に際して設計労務単価引き上げの目的・根拠を示してください。 ○発注者の責任として、受注者に対して、適切な価格での下請契約の締結を指導してください。 ○設計労務単価の上昇分が技能労働者の賃金に反映されているか調査し、改善履行を徹底してください。 ○受注業者から、すべての下請企業との下請契約書の写しを提出してもらい、その中に賃金・法定福利費を明示させてください。 ○公共工事入札契約適正化法改正により、発注者としての責任が位置付けられました。どのように実施される予定かお示しください。 ○3法改正の趣旨を具体化する方策をお示しください。	本市における公共工事につきましては、常に最新の設計労務単価の適用に努めております。令和7年3月1日以降に旧労務単価を適用し契約を締結した工事のうち、新労務単価に基づく請負代金額に変更契約できる特例措置に該当する場合は、受注者等に変更協議に関する通知も行っております。 下請負契約の適切な価格での締結につきましては、「入札参加者の注意事項」や「市内業者の活用等について」といった通知をするなかで、事業者の特段の配慮を求めており、今後も継続して取り組んで参ります。 また、本市が発注いたします工事契約等につきましては、入札における最低制限価格の適用等により、低価格受注による賃金を含めた労働条件の悪化を防ぐべく対策を講じており、加えて労働者の賃金の支払い等につきましては、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令が遵守されているものと認識しておりますことから、賃金実態の調査を実施する考えはございませんが、市民生活の向上の観点から、労働環境の整備につきまして、関係事業者に対し継続的に要請して参ります。 さらに、公共工事入札契約適正化法を含む3法改正につきましても、スライド条項の活用や週休2日制を前提とした工事の発注等以前から取組んできた施策に加え、現場技術者の配置合理化や情報共有システム及び電子納品への対応等を開始したところです。今後につきましても、改正法の趣旨に則り工事担当課と連携して取り組んで参ります。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
5	契約課	すべての対象労働者に建退共証紙を貼付するように徹底してください。	本市では、平成２２年度から建設業退職金共済制度活用の周知を図っており、現在では、５００万円以上の工事請負契約の締結時に、建設業退職金共済証紙購入状況報告書の提出に加え、同報告書を契約締結時から１ヵ月以内に提出できない場合、遅延理由申出書の提出を求めている。工事が完成した時には、対象労働者の共済手帳への共済証紙貼付状況の確認のため、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書の提出を求めています。 また、「入札参加者の注意事項」等により建設業退職金共済制度の周知及び指導を図るとともに、平成２５年７月から請負代金額が５００万円未満の工事につきましても、共済証紙貼付に努めるよう受注者に要請をしているところでございます。 なお、令和２年４月に新たな工事成績評価が導入されたことに伴い、工事監督員が、建退共に関わる購入状況報告書や貼付実績報告書の提出の有無、及び工事現場における標識の掲示の有無について、確認する項目とするなど、引き続き、対策に取り組んでおります。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
6	契約課	業務委託、指定管理についても、自治体としての予定価格の積算根拠を明確にして入札・契約を実施してください。 ○その際に、労働者の雇用、賃金・労働条件の遵法はもちろんのこと、地方自治体の役割である社会的・文化的生活の質の確保が可能となる水準にしてください。 ○入札にあたっては、参加事業者からも積算根拠を提出させてください。 ○契約後には、自治体側の予定価格・積算根拠、受託業者の積算根拠を公開して、透明性の高い入札・契約制度にしてください。	本市におきましては、「川口市委託事務事業等の執行の適正化に関する要綱」において、適正な算出根拠に基づき計上された予算に対する的確な予定価格を設定すること等の手続及び判断基準を定めるとともに、予定価格を定めた書面及びその積算のための資料は、市の重要書類として一連の契約関係書類とともに保管することとし、業務委託等の適正な執行に努めております。 また、令和5年4月に「川口市契約に関する規則」を改正し、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めなければならないこと等を定めるとともに、マニュアルを整備し、契約締結後の物価高騰等の不測の事態に備え、契約条件の変更協議を可能とする条項を契約締結時に定めること等の具体的な対策を定め、全庁的に予定価格及び契約金額の適正化に取り組んでおります。 なお、予定価格及びその積算根拠並びに受注者の落札金額の積算根拠の公表については、同仕様の委託等における予定価格及び積算根拠が容易に推測可能になることにより、次回以降の入札における経済性及び競争性が大きく失われる恐れがあることから、考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
7	契約課	雇用の安定と、住民サービスの質を確保し、受託業者の経営の安定を図るため、長期継続契約にし、雇用期間は受託契約期間以上となる契約・仕様にしてください。	本市における長期継続契約は、委託業務についても対象としており、詳細を条例や指針に示し、条件に合致する委託業務については、各業務主管部局内の審査を経て、長期継続契約としているところでございます。 なお、雇用期間などの労働条件については、労働関係法令に規定する制限の範囲内において、使用者と労働者間の契約によって定められるものであることと認識しております。 したがいまして、本市における業務委託契約においては、労働条件を仕様に取り入れることは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。
8	契約課	受託業者が変更になる場合でも、そこで働く労働者の雇用と既得労働条件が継続される契約書・仕様書にしてください。	雇用及び労働条件については、労働関係法令に規定する制限の範囲内において、使用者と労働者間の契約によって定められ、受注業者が変更になった場合に、発注者が条件を継続させることは、困難であると認識しております。 したがいまして、本市における業務委託契約においては、発注する委託業務に関する雇用及び労働条件の継続について仕様に取り入れることは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
9	契約課	「労働省告示 37 号」に抵触する偽装請負等をなくすための施策を実施してください。 ○行政の質向上と業務委託・指定管理における法令遵守に矛盾がある場合は直営化してください。	本市における業務委託契約におきましては、労働関係法令の遵守について入札参加者に対して周知するとともに、「川口市委託事務事業に係る労働環境確認要領」に基づき、契約締結時等に労働環境チェックシートを活用した適正な労働条件等の確認に努めております。 また、業務を委託等により執行するにあたり、その適否を判断するために法令遵守及び市民サービスの確保等を基準とすることを定めた「川口市委託事務事業等の執行の適正化に関する要綱」を運用するなど、適正な執行を図っていることから、現場実態を調査することは考えておりません。 なお、万一疑義のある事例の報告があった場合は、「労働省 37 号告示」に基づき、業務主管課と協議し、適切な対応及び適正な処理を図って参りたいと存じます。
10	契約課	業務委託・指定管理では、予定価格での適正な賃金の確保など、背景使用者としての位置づけを明確にした積極的な対応に心掛けてください。	業務委託契約等において、当該業務に従事する労働者の使用者はあくまで受注者であり、偽装請負又は違法派遣を防止する観点から、発注者が実質的又は背景使用者であるという考え方は馴染まないものであると認識しており、積極的な対応は考えてございません。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
11	契約課	令和7年4月22日閣議決定「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」及び中小企業庁「官公需法に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について」に基づき、価格転嫁が適正に行われるようにしてください。	本市におきましては、契約締結後の物価高騰等の不測の事態に備え、契約条件の変更協議を可能とする条項を契約締結時に定めること等の具体的な対策をマニュアルに定め、全庁的に契約金額の適正化に取り組んでおります。 また、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」及び中小企業庁「官公需法に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について」の通知を全庁に周知し、事業者から契約金額の変更について申し出があった場合には、変更内容の妥当性について協議を行い価格転嫁が適正に行われるよう努めております。
12	契約課	シルバー人材センターについては、高年齢者雇用安定法の趣旨にもとづいて、就業機会の確保を図ってください。 なお、法の趣旨に逸脱した活用がある場合は是正させてください。自治体の本来業務である、恒常的業務（放課後児童クラブ等学童保育支援・公民館などの公共施設管理など）については臨時・短期・軽易な業務ではありません。労働法令が適用される雇用労働者に	シルバー人材センターについては、地方自治法施行令に基づき随意契約の相手方とすること及び高年齢者雇用安定法に基づき業務を請け負うことが可能であることから、本市においても委託業務の一部について請負契約を締結しております。 また、請け負うことができない業務は受託を辞退することが可能であることから、現在本市が委託している業務については、適正に履行されているものと認識しております。 なお、新たな業務を委託しようとする際にも、高年齢者雇用安定法に則った活用がなされるよう引き続き留意して参りたいと存じま

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
13	契約課	地域の中小業者に公正取引・適正単価を、労働者には適正賃金保証するために公契約条例を制定してください。	本市契約における適正価格及び適正な労働環境の確保に関する施策としましては、委託事務事業の入札において最低制限価格制度を導入し、極端な低入札価格による受注を防ぐとともに、受注者が労働関係法令を遵守し、労働者の労働環境を適切に確保していることを確認する手段として、「労働環境チェックシート」を契約締結時等に提出させて適正賃金の支払いをしているか確認するなど、公契約条例によらず、入札契約制度の改革に積極的に取り組んでいるところでございます。
14	契約課	老朽インフラの整備、災害時の復旧・復興計画に地元中小業者を位置づけてください。	災害からの復旧復興につきましては、市内の被災状況を把握したうえで速やかに復旧事業計画及び災害復興計画を策定し、各計画に基づいて復旧復興を進めていくことになります。 本市における市内業者の取扱いにつきましては、老朽インフラの整備等を含め、市内企業育成による地域振興及び地域経済の活性化を図るため、市内業者への優先発注に努めており、今後も引き続き取り組んで参ります。
15	契約課	市が発注する小規模工事や備品・事務用品の購入は市内事業者から偏りなく発注先を広げてください。	市内事業者の取扱いにつきましては、これまでも可能な限り市内事業者への優先発注及び分離・分割による発注に努めているところです。また、受注機会の拡大においては、一定の条件を満たす全ての受注希望者が参加できる制度として、物品調達に係る条件付一般競争入札及び公募型の随意契約を試行導入しております。 今後も、市内業者の受注機会の確保と発注先に偏りがないよう配慮しつつ、市内企業の育成及び地域経済の活性化に資するよう取り組んで参ります。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
16	契約課	公契約下で働く労働者の生活の安定のため、適切な賃金が支払われる仕組みを整備すること。そのためにも役務に従事する当事者の労働環境の実態把握に努めること。	適切な賃金の支払いにつきましては、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令により整備されているものと認識しておりますことから、市独自の仕組みを整備する考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。 また、役務に従事する方の労働環境の実態把握については、令和5年4月に「川口市委託事務事業に係る労働環境確認要領」を制定し、業務委託契約締結時に「労働環境チェックシート」を提出させることで、労働環境が適正であることを確認し、把握に努めております。